

手数料の改定案について

改定案：現行の手数料を「200 円」としているものを「300 円」に引き上げる。

事務局案のポイント

- ①朝霞市手数料徴収条例の別表第 1 に記載のある、現行の手数料が 200 円であるものを抽出した。
- ②法定手数料によるもの（戸籍法に基づく 戸籍謄本、戸籍抄本、除籍等）は、現行のままとした。
- ③「基準手数料」は現行の手数料より高く、大幅な増額となるが、改定率の上限を現行の 1.5 倍以内とする基本方針に基づき、200 円→300 円（現行の 1.5 倍）とした。
- ④その他の証明についても、同様の考えから一律として 300 円に改定する。
- ⑤同一の手数料における近隣 3 市（志木市、和光市、新座市）の状況と今後の料金の改定の意向について、和光市と新座市は既に 300 円に改定しており、志木市においても上記手数料の改定の意向は概ね「ある」との回答であった。

《参考》朝霞市手数料徴収条例 別表第 1 で 現行の手数料が 200 円のを件数が多い順に並び替え

手数料名	年間件数 令和 6 年度	基準 手数料	現行 手数料	改定額 現行の 1.5 倍 を上限	近隣 3 市の状況		
					志木市	和光市	新座市
住民票	46,064 件	476 円	200 円	300 円	200 円	300 円	300 円
印鑑登録証明書	22,984 件	340 円	200 円	300 円	200 円	300 円	300 円
公課に関する証明	6,555 件	351 円	200 円	300 円	200 円	300 円	300 円
固定資産に関する証明	6,318 件	349 円	200 円	300 円	200 円	300 円	300 円
戸籍の附票	1,607 件	473 円	200 円	300 円	200 円	300 円	300 円
納税証明書	1,287 件	374 円	200 円	300 円	200 円	300 円	300 円
固定資産名寄帳の写しの交付	780 件	398 円	200 円	300 円	200 円	300 円	300 円
公図の写しの交付	779 件	716 円	200 円	300 円	200 円	300 円	—
住民票記載事項証明書	647 件	473 円	200 円	300 円	200 円	300 円	300 円
住民基本台帳に係る証明	135 件	1,013 円	200 円	300 円	200 円	300 円	300 円
営業に関する証明	56 件	1,182 円	200 円	300 円	200 円	300 円	300 円
その他の証明	—	—	200 円	300 円	—	—	—

その他の証明：道路幅員証明（道路整備課）、医療費返納金納入証明書（国保年金課）、下水道敷地境界証明書（下水道施設課）等（詳細は参考資料 1 を参照）

※件数、処理時間や物件費がそれぞれ異なるため「—」としている。